

令和 8 年 9 月 3 日
危機管理部

「世田谷区災害時トイレ確保・管理計画（仮称）」の策定に係る検討状況について

1 主旨

世田谷区災害時トイレ確保・管理計画（仮称）は、令和 8 年 2 月 5 日の本委員会における報告のとおり、災害時のトイレに係る問題は過去の大規模災害において、健康被害や災害関連死等にもつながる重要な課題であることから、計画的かつ横断的に検討を行っているところ、現在の検討状況について報告する。

2 これまでの検討状況

（1）検討体制

関係する災対各部、外部有識者、女性防災コーディネーター、計画策定受託事業者にて検討委員会を設置した。

区分	関係所管	所掌
庁内	災対統括部（災害対策課）	所管・とりまとめ
	災対地域本部（総合支所地域振興課）	地域・町会
	災対清掃部（清掃管理課）	し尿処理
	災対清掃部（清掃・リサイクル推進課）	し尿処理
	災対医療衛生部（世田谷保健所）	衛生面
	災対都市整備部（都市デザイン課）	ユニバーサルデザイン
	災対都市整備部（公共施設マネジメント課）	公共施設全般
	災対土木部（土木計画調整課）	公衆トイレ
	災対土木部（公園緑地課）	公園トイレ
	災対教育部（施設計画課）	避難所（学校）
庁外	外部有識者	災害時のトイレ
	女性防災コーディネーター	女性の視点・多様性
	計画策定受託事業者	とりまとめ

（2）災害時に使用できるトイレの実態調査

本検討の前提となる災害時に使用可能なトイレについて、区の公共施設、区立公園・広場、区立小中学校等のトイレ実態調査を実施し、分析を行っている。

また、都立学校、都立公園、区内大学、民間帰宅困難者受け入れ施設等についての調査も行う予定である。

(3) 検討状況

これまでに5回の検討委員会を行い、発災後トイレ管理・運用タイムライン、し尿ごみ発生量の算出等のほか、実体調査や主な課題を踏まえて、今後の方向性についての検討を行っている。

※詳細は、別紙「世田谷区災害時トイレ確保・管理計画（仮称）検討状況」のとおり。

3 今後の検討

- (1) 今後の方向性（案）に基づき、検討委員会において、具体的な対策を検討していく。
- (2) 現在実施中の実態調査の結果を踏まえ、特にトイレが不足と思われる地域（災害時トイレ空白エリア）や、避難所等におけるトイレの数的な不足を解消するために実効性のある施策（災害時トイレの確保等）を検討していく。

4 スケジュール（予定）

令和8年	9月～12月	今後の方向性についての具体化
	12月	災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会
令和9年	1月下旬	災害対策推進委員会 計画（案）
	2月上旬	災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会 計画（案）
	3月	計画公表

世田谷区災害時トイレ確保・管理計画(仮称)

検討状況



東日本大震災



能登半島地震



災害対策（携帯トイレ）

令和8年9月3日
危機管理部 災害対策課

- 1 用語の整理
- 2 本計画策定の目的および検討の背景
- 3 過去の震災における主な教訓(トイレ関連)
- 4 区内トイレの実態調査結果(速報)
- 5 主なトイレ空白エリア一覧
- 6 発災後トイレ管理・運用タイムライン
- 7 主な課題と今後の方向性(案)【トイレ確保・管理】
- 8 主な課題と今後の方向性(案)【多様性の視点】
- 9 災害時のし尿ごみ・し尿処理
- 10 本計画策定における被害想定(世田谷区災害対策強化プラン)
- 11 災害時のし尿等の見積もり(試算)
- 12 発災後タイムラインに基づくし尿ごみ発生量・し尿収集発生量(試算)
- 13 主な課題と今後の方向性(案)【し尿処理】
- 14 計画の構成(検討中)

用語の整理

※この用語は、本計画策定のために区として独自で定義するものである。用語の順は今後も引き続き検討する。

5

No.	用 語	説 明
1	トイレの確保	災害時に使用可能なトイレ、又はトイレとして活用できる場所・機能を備えた施設などをハード的な面から確保することをいう。特に本計画においては、区として将来的に整備するトイレも含む。 また、携帯トイレなどの備蓄による確保も含む
2	トイレの管理(運用を含む)	平時の維持管理及び発災後の運用を含む、災害時に災害用トイレを適切に使用できる状態に保つための一連の対応
3	常設トイレ※	施設などに一般的に設置されている既存の水洗トイレをいう(災害時に水洗が使用できなくても、携帯トイレ・簡易トイレを使用する場所として活用できる既存のトイレ)
4	災害用トイレ	東京都「トイレマスタープラン」で定める災害用トイレの全ての種類をいう(携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ、仮設トイレなど)
5	し尿ごみ※	使用済みの携帯トイレから発生する、排泄物・凝固剤・袋等を含む廃棄物をいう ※2kg/人・日
6	し尿ごみ発生量	携帯トイレ等の使用により発生するし尿ごみの総量
7	し尿収集必要量※	災害時に使用する「仮設トイレ」、「トイレコンテナ」、「便槽型マンホールトイレ」などから発生する、バキュームカーにより収集する必要がある排泄物等の量をいう。
8	水洗トイレ使用困難率※	災害時に停電、断水、下水道管きよ被害、敷地内下水管破断により、水洗トイレが使用できない人の割合をいう。
9	災害時トイレ必要人数※	災害時に自宅トイレなどが使用できず、自宅以外のトイレを使用することが必要な人の数をいう。
10	マンホールトイレの上物※	マンホールトイレの地上部に設置する便器、テント・パネル型上屋等の資機材をいう。
11	簡易水洗型トイレ※	災害用トイレのうち、便器に少量の水を流す仕組みにより水洗できる形式のトイレをいう。
12	トイレの充足度	災害時に必要とするトイレに対し、各種トイレによりどの程度利用可能性を確保できているかを示す概念。
13	ユニバーサルデザイン(UD)※	障害の有無、年齢等にかかわらず利用しやすいトイレ環境を確保するための対応。
14	要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児、その他トイレの使用に特に配慮を要する者をいう。

1. 目的

災害時のトイレに関する問題は、過去の大規模災害において繰り返し発生しており、特に区が都市部という特性を踏まえた場合は、発災直後からのトイレの確保、管理、その運用の如何によっては、感染症の拡大や健康被害、さらには災害関連死にもつながる重要な課題となる。

区は、こうした認識のもと、災害時においても世田谷区民特に被災者が安全で衛生的なトイレを利用できる環境を構築するため、トイレの確保・管理また、災害時における運用に係る施策を計画的かつ横断的に推進することを目的として、本計画を策定する。

2. 検討の背景

(1)国は、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を策定しており、災害用トイレの考え方、スフィア基準に基づく災害用トイレの必要数、配慮すべき事項と要配慮者への対応等の検討を推進している。

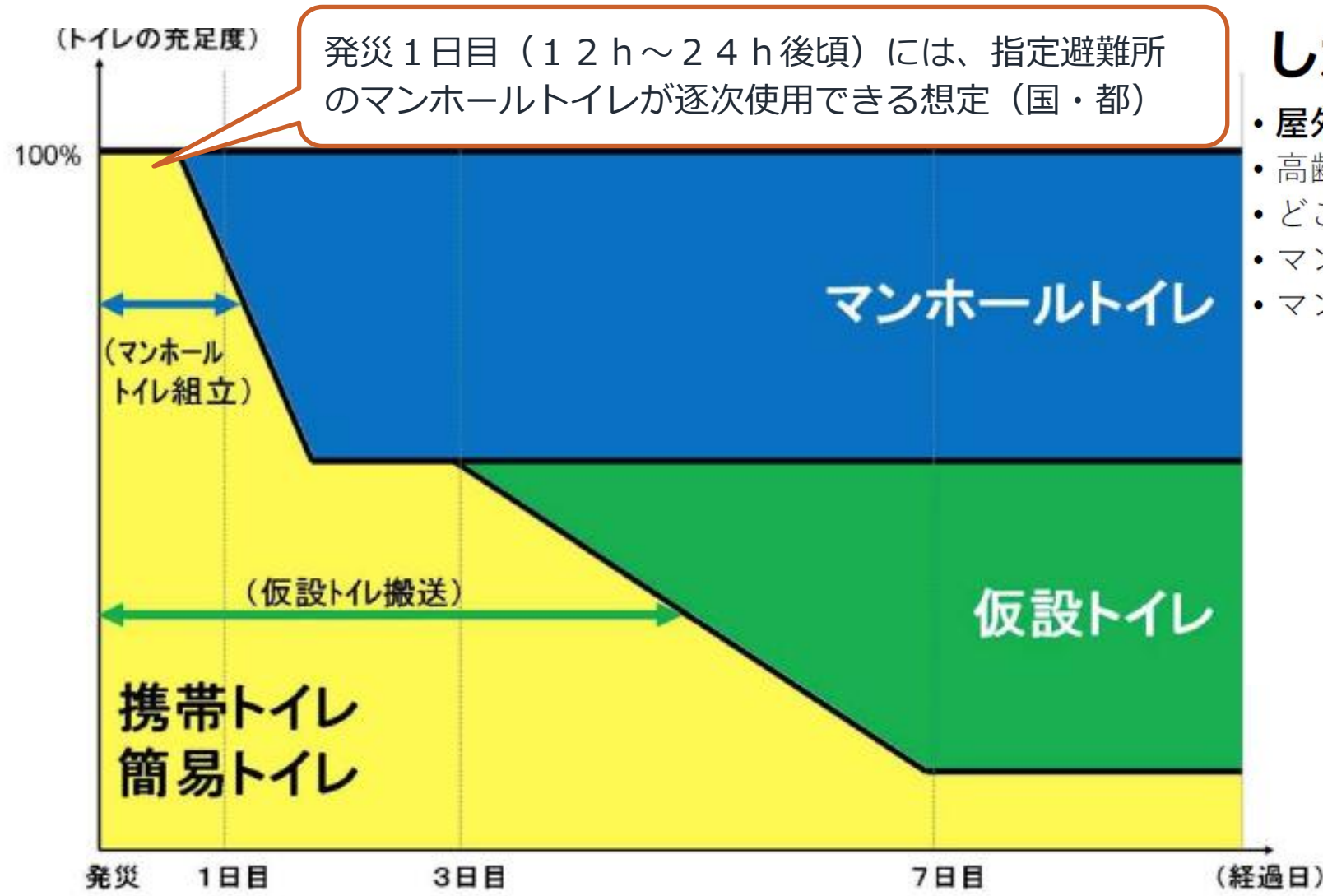
(2)都は、新たに各種トイレの特性やフェーズに応じた活用などについて整理した「東京トイレ防災マスタープラン」を令和7年3月に公表し、東京全体におけるトイレ環境の整備指針とし、区市町村と連携した取り組みを進めることとしている。

(3)区は、世田谷区地域防災計画修正(令和7年修正)において、災害発生当初は、避難者約50人当たり1基、その後、避難が長期化する場合には、約20人当たり1基の災害用トイレの確保に努めるとしている。また、断水等による影響でトイレが使用できない場合に備え、排便収納袋(携帯トイレ)を避難所生活者及び在宅避難者用として発災後1日に必要となる数量140万枚を備蓄してきたが、国・都の動向や過去の災害時の教訓を踏まえ、災害時のトイレの確保・管理は課題となっている。

過去の震災における主な教訓(トイレ関連)

1	発災後はトイレが不足する (トイレパニックの回避)	○発災直後は仮設トイレの設置が間に合わず、数日間には既存トイレや携帯・簡易トイレ、備蓄資機材で対応する必要がある。
2	マンホールトイレや仮設トイレの 設置後は、運用が特に重要	○各種トイレは設置だけでなく、いかに使用するのが重要であり、清掃・消毒、物資補充、プライバシー確保、照明や段差対策等の使用環境整備等の管理・運用が必要である。
3	携帯トイレ「し尿ごみ」等の処理 が課題	○携帯トイレは有効だが、使用後の「し尿ごみ」の集積・保管、収集・運搬、処理の仕組み整備が重要であり、関係者の役割分担を明確にしておく必要がある。 ○仮設トイレ等では「し尿」の汲み取りが必要であり、被災状況を想定した広域連携や協定、代替搬送ルート的事前検討が必要である。
4	多様な利用者・避難場所への対応 が必要	○避難所外の被災者(在宅・車中泊等)も含めて、地域全体でのトイレ確保が重要である。 ○併せて、高齢者・女性・障害者等が、安全・衛生的に安心して利用できる環境整備が重要である。

- 災害時におけるトイレ対策は、平時における準備が大切である。
- 発災後は、各種トイレを組み合わせた運用が重要である。



しかしマンホールトイレにも問題が

- ・屋外にあるトイレという意味では仮設トイレと同じ(女性4K)
- ・高齢者が手をついてトイレごと倒れてしまうリスク
- ・どこにでも設置できるというものではない
- ・マンホールの開け方がわからない・テント設置に苦戦
- ・マンホールが見つからないことも(グラウンドなど)



■ 出典

■ 「避難所トイレ管理とし尿処理～能登半島地震事例」

■ 岡山朋子

トイレの充足度のイメージ図

(出典：国土交通省：マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン2021年度版)

区立施設トイレの実態調査結果(速報)

- 災害時に開放可能な施設は、指定避難所のほかに343施設、常設トイレは1,481基であった。
- 区立施設等のマンホールトイレの総数は、1,034基（指定避難所、区立公園等）であった。

回答施設の内訳

施設種別	施設数	構成比
区立公園等	226	31.0%
幼稚園・保育施設・児童施設等	95	13.0%
区立小中学校	89	12.2%
区民集会施設	85	11.7%
庁舎等	56	7.7%
高齢者施設	47	6.5%
障害者施設	45	6.2%
文化・学習施設	17	2.3%
スポーツ施設	13	1.8%
図書館・図書室	12	1.6%
公衆便所	9	1.2%
その他の施設	34	4.7%

回答対象施設総数
730施設

災害発生時

常設トイレを1基以上開放可能な施設数 (指定避難所95施設を除く)	343施設
災害時に開放可能な常設トイレ総数 (男性用小便器、和式トイレを除く)	1,481基 (一部の施設のトイレ数が不明なため暫定値)
マンホールトイレ総数 指定避難所:614基、総合支所・区民センター:22基、区立公園:398基	1,034基
施設の性質上使用できないと判断されているトイレ数	4,067基

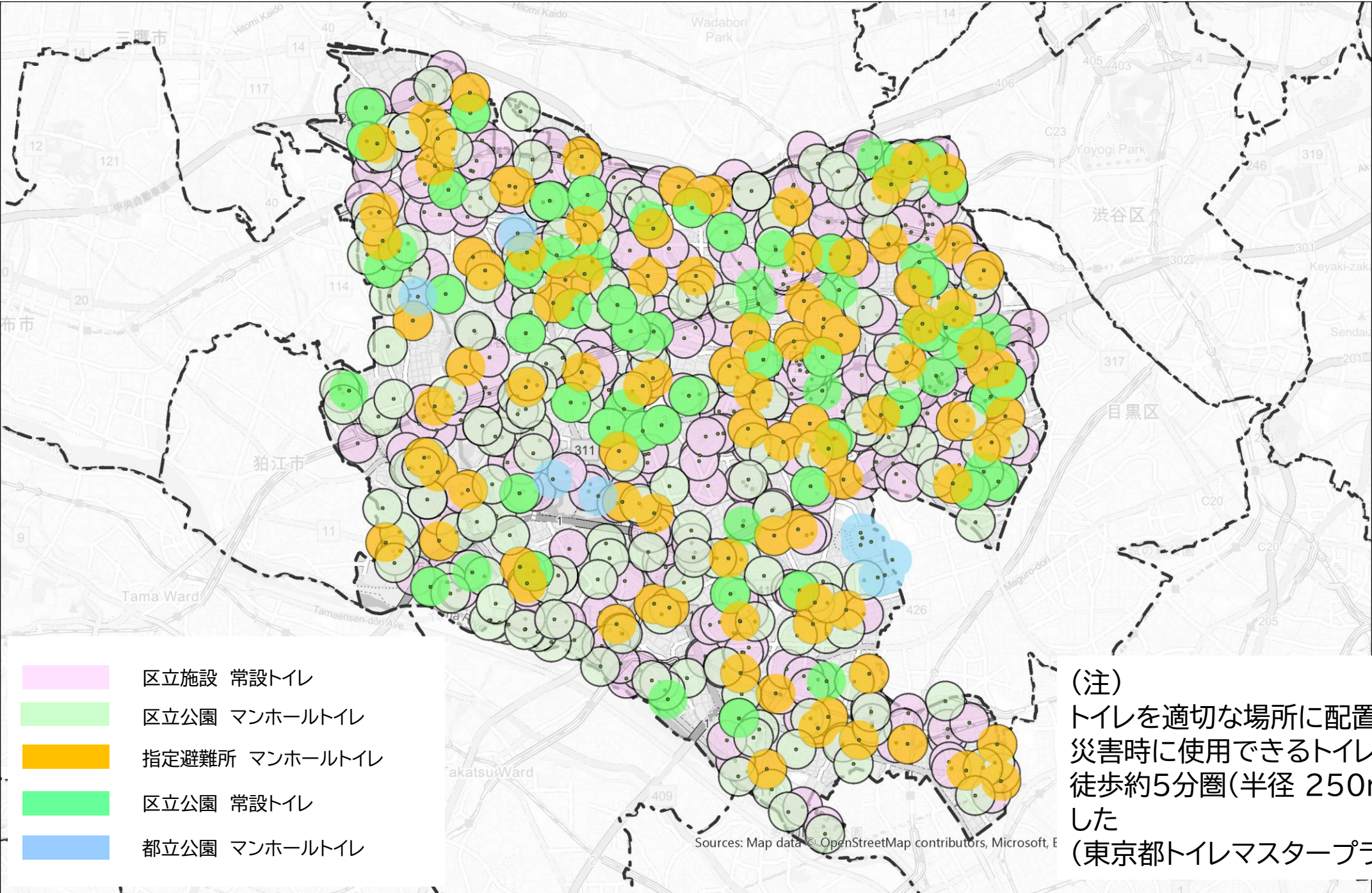
※上記のほか区内には、都立公園(駒沢公園、砧公園、蘆花恒春園、祖師谷公園)内にマンホールトイレ200基がある

- 区立施設(指定避難所・区立公園)
マンホールトイレ
- 都立公園マンホールトイレ



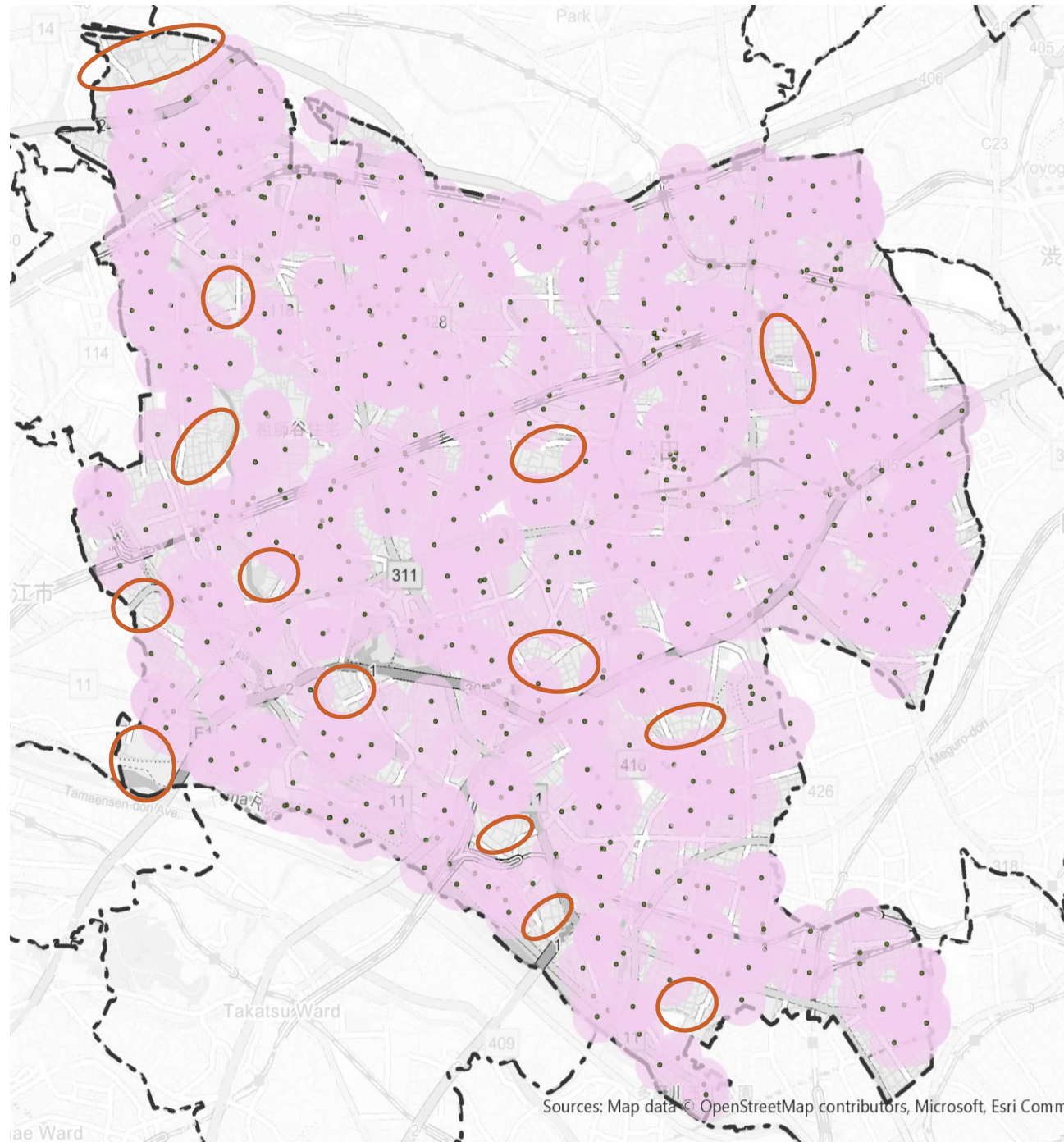
(注)
トイレを適切な場所に配置する指標として、
災害時に使用できるトイレがある施設の
徒歩約5分圏(半径 250m円)を地図に示
した
(東京都トイレマスタープランと同じ手法)

実態調査結果(速報)(運用可能な常設トイレ・マンホールトイレ)



実態調査結果(速報)(主なトイレ空白エリア:詳細分析中)

12



【凡例】



トイレ空白エリア

※ 現在、トイレ空白エリアについて詳細を分析中のため、今後変更が生じる場合あり。

(注)

トイレを適切な場所に配置する指標として、災害時に使用できるトイレがある施設の徒歩約5分圏(半径 250m円)を地図に示した
(東京都トイレマスタープランと同じ手法)

発災後トイレ管理・運用タイムライン(案)

主なトイレの種類	発災直後	2日目～3日目	4日目～1週間	1週間～3週間	3週間～	備考
想定（全般）	道路閉塞 し尿処理困難 トイレの開設準備	道路啓開 し尿処理開始	ライフラインが 一部回復(被害小エリア) し尿ごみ回収開始	ライフラインが 一部回復	多くの地域で ライフライン回復	・東京トイレマスタープラン等を参照
携帯トイレ (常設トイレを活用)	◎ (敷地内下水管の無事確認するまで)	○	○	△	×	・携帯トイレの使用は、発災直後～最大1週間程度を想定
常設トイレ	△ (敷地内下水管の無事確認後)	△	△	○	○	・常設トイレは、区民利用施設のトイレ、公衆トイレ（土木計画調整課）、公園トイレ（公園緑地課）等 ・使用可能なことが確認されたトイレから使用開始
管理・運用	各施設所管課	各施設所管課	各施設所管課	各施設所管課	各施設所管課	
指定避難所 マンホールトイレ	△（※1）	○	○	○	○	
管理・運用	災対地域本部	災対地域本部	災対地域本部	災対地域本部	災対地域本部	※1：準備できた避難所から使用していく想定 ・マンホールトイレ上物の設置や運用は、避難者による共助を想定
区立公園 マンホールトイレ	△	△（逐次増加）	○	○（逐次減少）	△（逐次減少）	・発災直後のマンホールトイレ上物の設置や清掃事業者等との調整が不可欠 ・被災状況と需要に応じて開設 ・地域住民等による共助を想定
管理・運用	公園緑地課	・災対地域本部 ・公園緑地課	・災対地域本部 ・公園緑地課	・災対地域本部 ・公園緑地課	・災対地域本部 ・公園緑地課	
都立公園 マンホールトイレ	×	△（逐次増加）	○	○（逐次減少）	△（逐次減少）	・便槽式MHT（砧公園） ・下水道直結型流下式MHT(駒沢オリンピック公園、蘆花恒春園、祖師谷公園) ・都立公園指定管理者（都公園協会）との連携を想定(平時の調整は災害対策課)
管理・運用	災対地域本部	災対地域本部	災対地域本部	災対地域本部	災対地域本部	
仮設トイレ等 (他自治体等から調達)	×	×	△	○	○	・被災状況と需要に応じて設置
担当所管	—	—	災対物資管理部	災対物資管理部	災対物資管理部	
常設トイレ（民間）	×	×	△	○	○	・管理は、各民間施設が行う想定

【注記】 発災後の使用可否については、区内の被害状況に応じて、各施設や公園の点検及び設置状況により、使用する状況は異なる。

主な課題

- 1 マンホールトイレの使用には、組立・運用に時間がかかる。
また防犯・衛生の確保など課題が多い。
- 2 マンホールトイレが整備されているが、使用できない場合は「し尿ごみ」が大量に発生する、
- 3 マンホールトイレの維持・管理費が高い。
 - ・点検:1,400万円/年、修繕400万円/年
 - ・今後、老朽化による改修コストも見込まれる。
- 4 区立・都立公園マンホールトイレの災害時の運用は、さらなる具体化が必要である。
- 5 公共施設内常設トイレの災害時開放や運用について、定めていないため使用が難しい。
- 6 公園に常設トイレ(UD対応)を新規整備する場合は、割高な建設コストが必要である。
(例:標準的なUDトイレ1ブース5千万円)
- 7 スフィア基準への準拠が求められているが、実態調査の結果から、難しい状況にある。
 - ・避難所においては発災直後:50人に1基
 - ・発災1週間後:20人に1基

方向性 (案)

- ①区の公共施設(庁舎、地区会館、図書館、スポーツ施設等)
 - ・改修時や新たな整備時における災害時使用を考慮した常設トイレの確保
 - ・災害時の開放可否の取り決め等の常設トイレの運用の明文化
- ②区立公園・広場
 - ・改修時における災害時使用を考慮した常設トイレの確保
 - ・新たな公園整備時における災害時を考慮した常設トイレの確保
 - ・公園マンホールトイレの運用に向けたボランティア等の活用の具体化
- ③区立小中学校(指定避難所等)
 - ・改修時や新たな整備時における災害時使用を考慮した常設トイレの確保
 - ・マンホールトイレは、上物のパネル式化、台座の簡易水洗化、井戸電動化等の改善
- ④公共施設以外(大型商業施設、商店街、コンビニエンスストア等)
 - ・新たな災害時協力協定の締結、既存協定の見直しによる確保
 - ・災害時トイレ新設・改修等に対する補助金の検討
- ⑤災害時における臨時の仮設トイレ等の手配(発災後4日目以降)
 - ・新たな災害時協力協定による確保
 - ・仮設トイレ等の設置場所の具体化
 - ・トイレコンテナの平時活用
 - ・トイレ空白エリアに対する仮設トイレ等の確保
- ⑥区の携帯トイレの備蓄確保、区民の携帯トイレ備蓄啓発

主な課題	方向性（案）
1 ユニバーサルデザイン(UD) ※バリアフリー (1)マンホールトイレを含む施設において、UDを常に考慮する必要がある(1基以上作る必要あり)。 (2)マンホールトイレや仮設トイレは、段差の有無、スペースが狭小、手すりがない、などにより、使用が難しい人もいることから、常設バリアフリースイートイレへの利用ニーズが集中する可能性がある。 2 女性の視点 (1)防犯・衛生面の不安が大きく、安心して使えない。 (2)その不安が「我慢」につながり、健康・安全リスクを高めてしまう。 3 その他 (1)暗闇に配慮した照明が必要である。 (2)高齢者、障害者、外国人や性的マイノリティ等の多様な避難者への対応が必要である。	1 ユニバーサルデザイン対応(UD) (1)新築・改築等に合わせたユニバーサルデザイン推進条例に基づくバリアフリースイートイレの整備 (2)災害用トイレにおいてもバリアフリー対応の資機材を確保するなど災害時にも利用可能な環境を可能な限り確保する。 2 女性の視点 (1)防犯・衛生・多様性に配慮した、安心して使えるトイレ環境を事前に具体化(ゾーニング、マンホールトイレの上物はパネル式・簡易水洗型とする、段差のない構造等) (2)配置及び仕様についての「標準モデル」を示し、避難所運営マニュアルに反映する。 3 その他 (1)特に野外の常設トイレの付属施設の充実 (2)研修・訓練により多様性に配慮した視点の意識啓発を図る。



(出典)「災害時におけるトイレとし尿処理について」(岡山朋子、2020)



(出典)「避難所等におけるトイレ対策の手引き」(兵庫県)

本計画策定における被害想定(世田谷区災害対策強化プラン)

■ 世田谷区の被害想定

想定される地震による被害として、都心南部直下地震、大正関東地震（関東大震災の再来を想定した海溝型地震）、多摩東部直下地震、立川断層帯を想定した地震による被害想定がある。このうち、相対的に区への影響が最も大きい「都心南部を震源とする直下地震」による被害想定を世田谷区における被害想定的前提として位置付ける。都心南部を震源とする直下地震の被害想定では、発災の想定時刻により被害が異なるが、「冬の夕方18時、風速8m／秒」を基本にして、対応を考慮していくこととする。

【地震の規模と被害想定】（R 7 年 2 月改訂世田谷区地域防災計画より抜粋）

地震	都心南部直下地震
規模	マグニチュード7.3
震度分布	7(0.1%)6強(68.9%)6弱(31.0%)
気象条件	冬の夕方18時・風速8m／秒

人的被害	死者	645人	
		揺れによる建物倒壊	212人
		急傾斜地崩壊	1人
		火災	398人
		ブロック塀等	16人
		屋外落下物	0人
		屋内収容物	18人
	負傷者	7,132人 (うち重傷者1,212人)	
		揺れによる建物倒壊	4,427人
		急傾斜地崩壊	1人
		火災	1,738人
		ブロック塀等	537人
		屋外落下物	2人
		屋内収容物	427人

建物被害	全壊・焼失棟数	25,757棟
	ゆれ・液状化等	6,464棟
	火災(建物倒壊を含まない)	19,293棟

ライフライン被害	電力停電率	18.9%
	通信不通率	11.5%
	上水道断水率	23.2%
	下水道管きよ被害率	5.6%
	ガス供給停止率	14.4%

その他	避難者数		252,337人
	避難所避難者数	発災後1日後	151,290人
		発災4日～1週間後	168,224人
		発災1か月後	52,374人
	都内滞留者数		768,014人
	帰宅困難者数		116,697人
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		1,267台
	要配慮者死者数		409人
	自力脱出困難者		1,957人
	災害廃棄物		231万t

まず被災により水洗トイレが使えなくなる区民の人数を算出する。つぎに避難所避難者と避難所外の避難者に分けて、①水洗トイレ、②マンホールトイレ、③携帯トイレ、④仮設トイレの順に配分し、それぞれの利用者数から使用済み携帯トイレであるし尿ごみと仮設トイレ等から発生するし尿収集必要量を算出する。

被害想定に基づく数値に加え、既存トイレを最大限活用し、携帯トイレごみおよび汲み取りし尿の発生を抑制する観点から以下の条件を設定した。

項目	前提とする条件	考え方・根拠
人口	93万人	現在の人口を概数化
避難所避難者	フェーズ別	都・区被害想定(冬・夕方)を人口93万人に補正し最大17万人とする
仮設トイレ基数	最大1000基	バキュームカーによる処理能力を参考に最大数を仮置する
停電率 断水率 下水道管きよ被害率	フェーズ別	発災直後の区被害想定に東京都被害想定 of 復旧推移を適用
敷地内配管被害率	2%	公共インフラ復旧とは別に宅内設備被害があることを考慮
高層階の停電の影響	6階以上居住者割合×停電率	停電時の給水停止影響を簡易推計
し尿ごみ	2kg/日/人	排泄物 + 携帯トイレ + ペーパー等
し尿量	1.7L/日/人	排泄物 + ペーパー等

1 避難所のし尿ごみおよびし尿量の算出

避難所外避難者のし尿ごみ量(Got)
= (避難所避難者数 - 常設トイレ・マンホールトイレで対応可能な人数 - 仮設トイレ対応人数) × 2kg
なお、仮設トイレ対応人数は4日目以降最大1000基と仮定し
し尿量 = 仮設トイレ基数 × 50人 × 1.7L
※仮設トイレは算出を単純化するために避難所のみに設置するものとして計算する

2 避難所避難者を除く区民のし尿ごみの算出

①水洗トイレ使用困難者数を算出する
水洗トイレ使用困難者数(Nt)
= (区総人口 - 避難者人口) × Qt(水洗トイレ使用困難率)
※水洗トイレ使用困難率(Qt)
= 1 - (1 - 断水率) × (1 - 下水道管きよ被害率) × (1 - 6階以上居住者割合 × 停電率) × (1 - 敷地内設備被害率2%)

② 水洗トイレ使用困難者のし尿ごみ量の算出
避難所外避難者のし尿ごみ量(Gst)
= (Nt - 常設トイレ・マンホールトイレで対応可能な人数) × 2kg

3 区全体のし尿ごみの算出
区全体のし尿ごみGt = Got + Gst

発災後タイムラインに基づくし尿ごみ発生量・し尿収集発生量(試算)

19

主なトイレの種類	発災直後	2日目～3日目	4日目～1週間	1週間～3週間	3週間～	備考・メモ
想定(全般)	道路閉塞 し尿処理困難 トイレの開設準備	道路啓開 し尿処理開始	ライフライン 一部回復 (被害小さいエリア)	ライフライン 一部回復	多くの地域で ライフライン回復	
携帯トイレ (常設トイレを活用)	★★★★★ (排水管の無事確認するまで)	★★★★	★★	★	—	発災直後～最大1週間想定
常設トイレ	★	★★	★★	★★★★	★★★★★	使用可能の確認後は、し尿ごみは生じない想定
指定避難所 マンホールトイレ	★	★★	★★	★★	★	
区立公園 マンホールトイレ	—	—	★★	★★	★	下水道直結式のため、し尿ごみは生じない
都立公園 マンホールトイレ (砧・駒沢・祖師谷・蘆花)	—	—	★★	★★	★	砧公園のみ便槽式 →バキュームカーによる汲み取りが必要 ※他公園は下水道直結式
【参考】 仮設トイレ等 (他自治体からの調達)	—	—	★	★★	★★★★★	バキュームカーによる汲み取りが必要
自宅トイレ	★	★★	★★	★★★★	★★★★★	使用可能の確認後は、し尿ごみは生じない想定
1日あたりし尿ごみ発生量 (使用済み携帯トイレ等)	801	532	347	125	0	【単位:t】
1日あたりし尿収集発生量 (仮設トイレ等)	0	0	85	85	85	【単位:KL】

- 「し尿ごみ量」は、携帯トイレを使用する人数に2kg/日/人を乗じた値もの
- 「し尿収集発生量」は、仮設トイレ等を使用した人数に1.7L/日/人を乗じた値であり、バキュームカーで運搬する必要がある量

主な課題	方向性（案）
1 し尿ごみ(使用済み携帯トイレのごみ)の収集・運搬 (1)し尿ごみの想定想定量に基づく収集・運搬体制の構築 (2)発災当日など、し尿ごみの収集ができない場合の対応 2 し尿のくみ取り し尿のくみ取り想定量に基づく汲み取り体制の構築	1 し尿ごみ(携帯トイレのごみ)の収集・運搬 (1)タイムラインに応じたし尿ごみの想定発生量に基づき、車両や人員を確保し、収集・運搬体制を構築するとともに、東京二十三区清掃一部事務組合を含む23区全体でのし尿ごみの処理体制を検討する。 (2)必要に応じて、東京都を通じて広域支援の要請を行う。 (3)これらを世田谷区災害廃棄物処理計画に反映する。 2 し尿のくみ取り (1)タイムラインに応じた仮設トイレ等から発生する汲み取りが必要なし尿の想定量に基づき、関係所管と連携して災害時協力協定の締結事業者によるくみ取りの実施体制を構築する。 (2)必要に応じて、東京都を通じて広域支援の要請を行う。 (3)これらを世田谷区災害廃棄物処理計画に反映する。

第1章 総則

- (1) 計画の目的
- (2) 本計画の位置づけ及び範囲
- (3) 本計画の前提

第2章 国・都の取組、事例、教訓等

- (1) 国の取組
- (2) 東京都の取組
- (3) 他自治体の取組
- (4) 過去の大規模災害における教訓(トイレ関連)
- (5) 解決策に向けた方向性

第3章 世田谷区における災害時トイレの現状

- (1) 実態調査の概要
- (2) 区立施設等におけるマンホールトイレの状況
- (3) 区の公共施設における災害時提供可能な常設トイレの状況
- (4) 都公共施設における災害時提供可能な常設トイレの状況
- (5) 公共施設以外の常設トイレの状況(調査結果)

第4章 平時におけるトイレの確保

- (1) マンホールトイレの維持・管理(整備、保守、運用等)
- (2) 区内の公共トイレの維持・管理(整備、保守、運用等)
- (3) 携帯トイレ
- (4) 民間施設のトイレ(駅、コンビニ等)
- (5) トイレ空白エリアへの対応
- (6) 財源(国・都の交付金等の活用)

第5章 災害時におけるトイレの管理・運用

- (1) 被害想定及びタイムライン
- (2) 災害時の各トイレの運用
- (3) 災害時におけるトイレの調達等による確保(関係所管)
- (4) 財源(国・都の交付金等の活用)

第6章 災害時のし尿処理

- (1) し尿に関する総括
- (2) イメージ(し尿ごみ発生量・し尿収集発生量)
- (3) 災害時のし尿等の見積もり
- (4) 災害時のし尿ごみの処理

第7章 課題及び今後の方向性

第8章 根拠、参考資料等